

配置予定技術者の変更及び現場代理人の兼務に係る 緩和措置の試行延長について

目黒区では、今後、監理技術者等や現場代理人などの技術者の不足による入札不調等が懸念されることを踏まえ、配置予定技術者の変更及び現場代理人の兼務要件等の緩和について検討するため、平成 29 年 3 月 31 日まで緩和措置を試行しているところですが、29 年度についても、当面の間、下記のとおり試行を延長しますのでご協力をお願いします。

記

1 配置予定技術者の変更について

【緩和措置内容】

配置予定技術者の変更は、原則として退職、死亡、病気等の特別な事情により配置ができない場合のみ認めています。

平成 27 年 7 月 10 日から、緩和要件として、これまでの変更理由に加えて、他の工事を受注したことによるなどを理由とする配置予定技術者の変更についても、目黒区と協議のうえ、その承諾を得た場合には認める取扱いを試行していますが、29 年度についてもこの措置を当面の間延長します。

なお、以下の場合、従来どおり退職、死亡、病気等の特別な事情がある場合を除き認められません。

- ・施工能力審査型総合評価方式に係る一般競争入札案件など資格・実績等を審査する案件
- ・工期途中での監理技術者・主任技術者の交代

【試行期間】

平成 29 年 4 月 1 日から当面の間

※平成 29 年 4 月 1 日以降に契約締結する案件が対象です。

2 現場代理人の兼務について

現場代理人の常駐及び兼務の取扱いについては、「目黒区現場代理人の常駐及び兼務に関する運用基準」（平成 23 年 4 月 1 日付け目総契第 1323 号決定）により定めています。

平成 27 年 7 月 10 日から、本基準の「2 現場代理人の兼務」について、現場代理人が兼務できる要件を契約金額 500 万円以上の工事や追加工事でも一部可能にするなど、緩和措置を試行していますが、29 年度についてもこの措置を当面の間延長します。

なお、現場代理人を兼務するためには、下記の要件等を満たし、「現場代理人兼務届」（現在従事中の工事の工事所管課にも確認を受ける必要があります）を提出のうえ、区の承認を受ける必要がありますのでご注意ください。

【緩和措置内容】

●現行の取扱い

次のいずれかの条件を満たす工事等については、現場代理人を兼務することができる。

- (1) 契約金額が500万円未満の工事
- (2) 単価契約に係る工事等



●試行期間の取扱い

(1) 下記の①から④の要件すべてを満たし、かつ、区が承認した場合は、一人の現場代理人が工事現場を兼務することができる。ただし、兼務できる件数は、兼務するすべての工事の契約金額がいずれも500万円未満の場合は3件まで、又は、兼務するすべての工事の契約金額の合計が3,500万円未満の場合は2件までとする。なお、件数には現在従事中の工事も含める。

- ①目黒区発注の工事であり、かつ、工事現場が目黒区内であること。
- ②発注者又は監督員が求めた場合は、工事現場に速やかに向かうなど適切な対応を行うこと。
- ③工事現場の安全管理に支障を生じさせないこと。
- ④設計図書等に他の工事と兼務できない旨の記載がないこと。

(2) 上記(1)のほかに、区の承認を得たうえで現場代理人を兼務することができる工事は次のとおりとする。

- ①単価契約による工事
- ②追加工事（先に契約した工事（以下「本体工事」という）の契約工期中に、同一敷地内又は近傍の範囲内で施工する本体工事に関連する新たな工事）。ただし、本体工事の現場代理人が追加工事を兼務する場合に限る。
- ③区民から付託を受けて区が発注する工事（私道整備工事等）

※上記下線部が、平成29年4月1日からの変更箇所になります。

「2,500万円未満」→「3,500万円未満」

【試行期間】

平成29年4月1日から当面の間

※平成29年4月1日以降に契約締結する案件が対象です。